

山口市女性活躍職場環境改善助成金（Q&A）

補助金について

Q 1.	この補助金の目的はなんですか。
A 1.	この補助金は、「やまぐち男女共同参画推進事業者」に認定された中小企業が行う、女性の就業継続や職域の拡大をはじめとした、女性活躍推進のための取組にかかる費用に対して補助することで、市内事業所において、働く意欲を持つ女性がいきいきと働くことができる職場環境整備を促進することを目的とするものです。

助成対象者について

Q 2.	助成金の対象者を教えてください。
A 2.	<p>以下の<u>全て</u>を満たす事業者の方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者 • 山口県の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定制度による認証を受けていること • 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している、または実績報告までに策定する者 • 市税の滞納がないこと

Q 3.	A2.の「中小企業者」の定義はなんですか。																		
A 3.	<p>次のいずれかに該当する場合、中小企業者と取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者 • 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く） • 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの <p>【参考】中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">下記のいずれかを満たす者（※個人事業主も含む）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">業種分類</th> <th style="text-align: center;">資本金</th> <th style="text-align: center;">常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> </tbody> </table>		下記のいずれかを満たす者（※個人事業主も含む）		業種分類	資本金	常時使用する従業員数	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下
	下記のいずれかを満たす者（※個人事業主も含む）																		
業種分類	資本金	常時使用する従業員数																	
製造業その他	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	

Q4.	A2.の「やまぐち男女共同参画推進事業者」とはどのようなものですか。
A4.	<p>山口県において、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者や団体などを「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、その活動を支援されています。</p> <p>認証の要件の一つとして、「男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること」となっており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭・地域生活の両立支援 ・男女が共に働きやすい職場環境づくり ・女性の能力の活用 ・その他の働く場における男女共同参画の推進 <p>に該当することが条件となります。</p> <p>取組の具体例（一例）については、山口県男女共同参画課 HP（URL：https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/17188.html）をご覧ください。</p> <p>なお、この認証制度の詳細につきましては、山口県男女共同参画課（TEL083-933-2630）へお問い合わせください。</p>

Q5.	Q2.の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」とは何ですか。
A5.	<p>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性活躍推進法に基づき企業が自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析を行い、その結果を踏まえた行動計画のことです。</p> <p>2022年（令和4年）4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、<u>101人以上の事業主に拡大</u>されました。</p> <p>※100人以下の事業主については努力義務となっています。</p> <p>女性活躍推進法における一般事業主が行うべき取組の流れは、</p> <p>自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析</p> <p>⇒一般事業主行動計画の策定（計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期等）、社内周知、公表</p> <p>⇒一般事業主行動計画を策定した旨の届出（提出先：都道府県労働局）</p> <p>⇒取組の実施、効果の測定</p> <p>となります。</p> <p>義務化されている内容については事業者の規模によっても異なりますので、一般事業主行動計画の策定に関する詳細は、厚生労働省女性活躍推進法特集ページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html）をご参照ください。</p>

Q6.	A5.について、一般事業主行動計画の策定義務がない場合は、策定しなくてよいですか。
A6.	<p>本助成金を受けるには、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の義務化の対象となっていない事業者（常時雇用する従業員が100名以下）についても、事業の実績報告までに策定していただく必要があります。</p> <p>本助成金の主旨である、女性が働きやすい環境整備整備に向けて、事業主に目標をもって取り組んでいただくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と、行動計画に資する事業の実施を本助成金の要件としております。</p>

補助対象事業について

Q7.	対象事業はどのようなものですか。
A7.	<p>女性活躍推進のための取組で、以下のいずれかに該当するものが対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①女性専用の更衣室・トイレ改修等の環境整備 ②女性管理職候補者の育成や積極的な登用 ③男性への育児休暇取得の促進 ④労務担当者や従業員に対する研修、周知および啓発 ⑤外部専門家によるコンサルティングの導入 ⑥就業規則または労使協定の見直し <p>以上について、申請時に御提出いただく事業計画書を参考に、実施される事業が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定もしくは目標の達成に資する取組かどうかを審査のうえ、交付決定を行います。</p> <p>※本助成金は予算がなくなり次第受付終了となります。</p>

Q 8.	助成対象経費と、交付対象となる具体例を教えてください。																				
A 8.	助成対象経費は、A 7.で示した①～⑥の助成対象事業に係る、以下の経費となります。 この他にも、女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定、または掲げた目標達成に必要と認められた経費については対象となる可能性があります。 申請時の事業計画書等を参考に、審査の上助成を決定します。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>啓発やスキルアップを目的としたセミナー開催に係る講師への謝礼金</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>講師を招いてセミナーを開催する場合の講師用の旅費 【対象外例：自社社員が外部の研修を受けるための旅費】</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>スキルアップのためのセミナー開催時のテキスト代</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>セミナー教材や制度周知用パンフレットの印刷費</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>資格の取得に係る手数料</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>外部専門家によるコンサルティングの委託料</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>社内セミナーやワークショップ開催時の会場借用料など</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>共用トイレから男女別トイレへの転換や女性用トイレの洋式化、女性専用更衣室の設置など 【対象外例：既存の設備を更新するだけの工事】</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>女性更衣室の更衣用ロッカー 対象外例：既存の設備を更新するだけの備品購入</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	具体例	報償費	啓発やスキルアップを目的としたセミナー開催に係る講師への謝礼金	旅費	講師を招いてセミナーを開催する場合の講師用の旅費 【対象外例：自社社員が外部の研修を受けるための旅費】	消耗品費	スキルアップのためのセミナー開催時のテキスト代	印刷製本費	セミナー教材や制度周知用パンフレットの印刷費	役務費	資格の取得に係る手数料	委託料	外部専門家によるコンサルティングの委託料	使用料及び賃借料	社内セミナーやワークショップ開催時の会場借用料など	工事費	共用トイレから男女別トイレへの転換や女性用トイレの洋式化、女性専用更衣室の設置など 【対象外例：既存の設備を更新するだけの工事】	備品購入費	女性更衣室の更衣用ロッカー 対象外例：既存の設備を更新するだけの備品購入
	補助対象経費	具体例																			
	報償費	啓発やスキルアップを目的としたセミナー開催に係る講師への謝礼金																			
	旅費	講師を招いてセミナーを開催する場合の講師用の旅費 【対象外例：自社社員が外部の研修を受けるための旅費】																			
	消耗品費	スキルアップのためのセミナー開催時のテキスト代																			
	印刷製本費	セミナー教材や制度周知用パンフレットの印刷費																			
	役務費	資格の取得に係る手数料																			
	委託料	外部専門家によるコンサルティングの委託料																			
	使用料及び賃借料	社内セミナーやワークショップ開催時の会場借用料など																			
	工事費	共用トイレから男女別トイレへの転換や女性用トイレの洋式化、女性専用更衣室の設置など 【対象外例：既存の設備を更新するだけの工事】																			
備品購入費	女性更衣室の更衣用ロッカー 対象外例：既存の設備を更新するだけの備品購入																				

申請等の流れについて

Q 9.	本助成金を活用したいので、申請の流れを教えてください。
A 9.	<p>事業に着手する前に、申請が必要です。交付決定通知書を受け取ってから事業に着手してください。交付申請には、以下の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 山口市女性活躍職場環境改善助成金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙2） <input type="checkbox"/> 事業実施に係る見積書等の写し <input type="checkbox"/> （工事を伴う場合のみ）工事前の箇所の現況写真 <input type="checkbox"/> 「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定書の写し <input type="checkbox"/> （すでに策定している場合※）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し ※策定していない場合は実績報告までに策定すること <input type="checkbox"/> 定款と登記事項証明書（写しで可） 個人事業主の場合は開業届出書と住民票（写しで可） <input type="checkbox"/> 市税の滞納の無いことの証明書（原本）

	<p>以上の書類をそろえて、山口市ふるさと産業振興課へ御提出ください。 申請書類一式は市のウェブサイトに掲載しています。</p> <p>なお、申請書類をすべてそろえて提出される前に、事業計画書や収支予算書等を作成し、山口市ふるさと産業振興課へ事前に御相談いただくとスムーズです。</p> <p>審査により交付が決定した場合は、交付決定通知書を市から送付しますので、必ず受け取られた後に事業に着手してください。 不交付となった場合は、不交付決定書を市から送付します。</p>
--	--

Q10.	事業の実施後の手続きはどうしたらいいですか。【5月20日更新】
A10.	<p>下記の実績報告書類を、事業終了後1ヶ月以内に提出してください。（最終締切は3/15となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>山口市女性活躍職場環境改善助成金実績報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/>実績報告書（別紙3） <input type="checkbox"/>収支決算書（別紙4） <input type="checkbox"/>助成対象事業の経過及び成果を証する書類 <input type="checkbox"/>（工事を伴う場合のみ）工事後の箇所の現況写真 <input type="checkbox"/>支払いを証する書類（発行元、日付、内容、金額が分かる領収書等） <input type="checkbox"/>（交付申請時未提出の場合のみ）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し <p>以上の書類をそろえて、山口市ふるさと産業振興課へ提出してください。 審査の上、交付が確定しましたら、市から交付確定通知を送付します。 交付確定通知を受け取り後、請求書（様式第9号）を提出いただいた後、指定口座への支払い処理が完了となります。</p>

Q11.	事業の実施はいつまでのものが対象ですか。
A11.	<p>事業の実施（事業自体の実施と支払まで）を2月末までに行い、実績報告書の提出を3月15日までに提出できる事業が対象です。</p> <p>なお、申請の先着順に審査を行い順次交付決定を行いますので、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了します。</p>

Q12.	補助金の交付申請手続は、法人単位ですか、事業所単位ですか。
A12.	法人単位です。 市内に所在する複数の事業所において事業を実施してもよいですが、同一年度につき1事業者当たり1回限りの申請となるため、まとめた申請となります。

Q13.	目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要がありますか。
A13.	目標を達成できなかった場合でも、その達成に向けた具体的な取組が行われていることが認められれば、補助金返還は求めません。

助成対象事業・経費について

Q14	A7.の①「女性専用の更衣室・トイレ改修等の環境整備」の項目について、助成対象になるのはどのようなものですか。
A14	次のものを想定しています。 なお、一般事業主行動計画に資する事業であることや、「事業計画書」によって、女性活躍の現状と事業実施の目的、および事業内容が目的の達成に必要なかどうかを踏まえたうえでの交付決定となりますのでご注意ください。 【女性専用の更衣室】 ・女性専用の更衣室の新設に必要な工事費 ・女性専用の更衣用ロッカーの新設に必要な備品購入費 ・女性に配慮したスペースを確保するためのパーテーション、カーテン等の備品の購入や間仕切り工事 【トイレ改修】 ・男女共用トイレを男女別にするための工事費 ・女性専用トイレの洋式化工事 ・女性専用トイレの増設 【その他環境整備】 ・子連れで出社するための授乳スペースの間仕切りや、おむつ交換台の設置費

Q 15.	助成が受けられない経費はどのようなものがありますか。
A 15.	<p>古くなった施設や設備の単なる改修にかかる工事費や備品購入費は、対象外です。</p> <p>また、旅費について、自社の社員が外部研修に参加する際の旅費は対象外です。</p> <p>あわせて、女性活躍に資する取組であっても、汎用性があまりに高すぎるものや、市場で一般的に流通する価格と比較して高いものは対象外となる場合があります。</p> <p>特に、工事費や備品購入費においては、A14.に掲げたものについても、個別に審査することとなりますので、ご注意ください。その他、A14.に掲げる以外の事業については、個別に審査いたします。</p>

Q 16.	個人事業主ですが、住宅と兼用の事業所の改修工事は対象となりますか。
A 16.	<p>住宅と事業所が兼用の場合で、助成対象事業 A7.①「女性専用の更衣室・トイレ改修等の環境整備」にあたる工事や備品購入をする場合は、住宅部分と事業所部分の入口が同一である場合等は対象外となります。</p> <p>ただし、住居部分と事業所への入り口部分が明確に分かれており、主に従業員に利用されることが明確であるトイレ等の改修は対象となる場合がありますので、審査の上交付決定を行います。</p>

Q 17.	事業場の拡張（新築・増築）に合わせて既存事業場部分にトイレ等を新增設する場合、トイレ等の部分は補助対象になりますか。
A 17.	補助対象外です。ただし、既存事業場部分のトイレ等を改修する場合は補助対象になります。

Q 18.	これまで男女兼用の更衣室が 1 つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助対象になりますか。
A 18.	新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代等は、女性側のみが対象になります。

Q 19.	男女共用トイレの個室を和式から洋式に改修します。補助対象になりますか。
A 19.	<p>補助対象外です。</p> <p>ただし、男女共用トイレを女性専用トイレに改修する工事過程で和式から洋式にする場合は対象になります。</p>

Q20.	既存の女性更衣用ロッカーを新品に買い替える場合は補助対象になりますか。
A20.	補助対象外です。(既存設備を更新するだけのものは対象外です)

Q21.	間仕切り工事と併せて、その他の内装工事(壁紙の張替えや補助対象外設備の導入)を行うことは可能ですか。その場合申請書はどう記載しますか。
A21.	本助成金の対象外経費が含まれている場合は、補助対象の経費欄に対象の工事に係る経費のみを記載して申請ください。 その際は、全体の工事分かる資料(工事内訳書等)を提出ください。

Q22.	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A22.	補助対象外です。

Q23.	同一施設の整備について、本補助金と他の補助金等を併用することは可能ですか。
A23.	<p>国・県・市等が実施する他の補助金などと併用はできませんが、他の補助金の対象経費と本助成金で申請する経費が明確に区分できるときは、本補助金を交付できる場合があります。</p> <p>(参考)</p> <p>○山口県の補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業立地促進補助金」 ・「優良産廃処理業者育成支援事業費補助金」 ・「<u>女性活躍促進施設整備補助金</u>」 等 <p>○山口市の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山口市新しい生活様式導入応援補助金」 ・「山口市障害者雇用環境整備支援助成金」 ・「山口市人材育成応援補助金」 等

審査の基準について

Q 24.	審査の基準としてはどのようなものがありますか。
A 24.	<p>審査基準としては、主に申請書類の「事業計画書（別紙1）」において、</p> <ul style="list-style-type: none">・取組もうとされている事業が、それぞれの会社の現状と課題を踏まえ、たうえで職場の女性活躍に資するものであるか、・策定済みもしくは策定予定の、一般事業主行動計画の目標達成に寄与しているか・汎用性の高すぎるものでないか <p>といった視点で判断するほか、事業実施に係る見積もり価格や、事業所規模からみて適正な事業の規模であるか、また提出資料に不備がないかなど、複数の視点から総合的に助成の可否を判断いたします。</p>

申請書類等について

Q 25.	事業の実施をするにあたって、発注先との契約書は必要ですか。
A 25.	<p>契約書がなくても、見積書に発注先や品目、数量、単価、消費税が明記されていれば見積書で構いません。</p> <p>ただし、特に工事費の場合等で、「〇〇の工事代として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは、対象事業かどうかの確認が難しいため、その場合は、契約書等の工事の詳細内訳が分かる書類が必要となります。</p> <p>なお、工事代の中で本助成金の対象外経費がある場合は、その経費部分を除いての申請となりますので、場合によっては申請書類の再提出の御依頼をさせていただきます。</p>

Q 26.	領収書はコピーでも構いませんか。
A 26.	コピーでも構いません。領収書は、発注先・日付・内容が分かるものを提出してください。

Q 27	支払を確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか。
A 27	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象とは認められません。再発行などで対応してください。

Q28	登記事項証明書や市税の滞納のないことの証明書の有効期限はありますか。また、コピー等の写しでも可能ですか。【5月20日更新】
A28	登記事項証明書は概ね3か月以内、市税の滞納のないことの証明書は申請年度の4月1日以降に取得したものを提出してください。 登記事項証明書は事業実態の確認のための書類の一つですのでコピー等の写しで構いませんが、市税の滞納のないことの証明書は本証明書のみをもって納税確認をするため原本の提出をお願いします。

Q29.	業者への経費の支払い方法はクレジットカード払いでもよいですか。【5月20日更新】
A29.	クレジットカードによる支払は、申請者の法人または個人事業主名義によるもので、補助対象期間中に引き落としまで確認できる場合のみ認められます。 実績報告時には、 ①請求書等（請求元、内容、請求額の記載があるもの）、②カード会社からの明細、③口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳のコピー等）を提出してください。

Q30.	実績報告提出時の添付資料に、「助成対象事業の経過及び成果を証する書類」とありますが、具体的にはどのようなものですか。【5月20日更新】
A30.	提出は任意様式で、様々なものが考えられます。 想定されるものの例は以下のとおりです。 【工事や備品購入の場合】 ・工事中や工事後の写真、導入したことによる従業員の感想の聞き取りやアンケート調査結果等 【研修の開催や制度周知の場合】 ・研修等開催時の写真、それによる成果物（研修資料や出た意見のとりまとめ書類等）、受講したことによる制度の利用増加、労働時間の短縮等を示す書類等 あくまで一例となりますので、その他適切なものがございましたら御提出ください。